

令和6年3月29日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する  
意見募集の結果について  
(うち令和6年3月29日(金)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年2月1日(木)から3月1日(金)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集を行いました。このうち令和6年3月29日(金)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※11の個人・団体から合計48件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関するご意見

【建築基準法第21条第2項に規定する建築物の壁等又は防火設備の構造方法を定める件の新設（法第21条第2項関係）】

※公布にあたり、告示名を「建築基準法第21条第2項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>エキスパンションジョイントについて、「エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法(延焼防止上支障がないものに限る)」とあるが、延焼防止上支障がないものとは具体的にどのようなものか。</p>	<p>耐火構造の被覆として用いられている可撓性のあるもの等、遮熱性能・遮炎性能を有する耐火帯付のエキスパンションジョイントを想定しております。</p>
<p>階段室や付室が他の室と一体となっている場合であっても500㎡区画には含まなくて良いか。また「階段室」と「付室」は、令第123条第3項へ適合しなくてよいか。</p>	<p>階段室や付室については、原則堅穴区画により区画する必要がありますが、500㎡毎の防火区画による区画における面積には含みません。また、必ずしも令第123条第3項に適合する必要はありません。</p>

**【避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件の新設（令第109条の7第1項第1号関係）】**

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「吹抜き」とあるが、階段やEV昇降路や設備シャフトも含まれるか。	吹抜きは階段やエレベーターの昇降路を含んでおりません。